

令和7年度 もりぐち児童クラブのご案内

～放課後等の子どもの居場所～

「登録児童室」

登録児童室は、地域の皆さんの協力のもと、1～6年生の児童などを対象に、**自主的な遊びの場**（※）を提供します。

（※）子どもの預かりの場ではありません。



対象児童

小学校1～6年生の児童
（保護者が同伴する3歳以上の幼児も可）

費用

無料 ★

開設時間

月曜日～金曜日 放課後～午後5時まで
土曜日 午前9時～午後5時まで

※日曜日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は開設しません。



1. 児童クラブ「登録児童室」について

利用対象者は、**1～6年生の児童**（ただし、1人で身の回りのことができない児童やパートナーの指示が守れない児童は、保護者の同伴が必要）および保護者が同伴する3歳以上の幼児です。

各家庭の責任で利用することを基本とし、地域の皆さんの協力のもと、子どもの預かりの場ではなく、自主的な遊びの場を提供します。

2. 利用時間について

開設日	開設時間
月曜日～金曜日	放課後～午後5時
土曜日	午前9時～午後5時
学校の休業日（長期休業日等）	午前9時～午後5時

※日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は開設しません。

※給食のない日（土曜日や長期休業日）は、事前に申請すれば、お弁当の持参が可能です。

※ただし開設時間に関わらず、下校時の安全を考慮し、各学校で定められている下校指導時間に合わせ、午後5時の閉室時間に関係なく下校指導を行い、各自で下校していただきます。

※台風等の災害その他運営に支障があるときは、急遽閉室する場合があります。

3. 費用について

利用者負担金	備 考
無料	※ 工作の材料代等の実費が必要となる場合があります。

4. ケガや事故等の対応について

擦り傷程度の軽傷は、パートナーが応急手当を行います。

また、負傷の程度により、状況に応じて保護者への連絡等を行うとともに、緊急を要する場合には救急車の要請、病院への搬送を行います。



5. 利用申請について

必 要 書 類	手 続 等
登録児童室利用申請書 1 通 (申請書及び記入例は、市受付窓口及び各登録児童室で配布しております。)	申請書を各登録児童室に提出してください。(※) (※) 申請書の受付は、各学校の登録児童室で行っており、市役所では受け付けておりませんのでご注意ください。

※令和7年度登録児童室の利用申請受付は、令和7年3月中旬から各学校の登録児童室で行います。(日・祝日を除く)

※保護者の就労等の条件はありません。

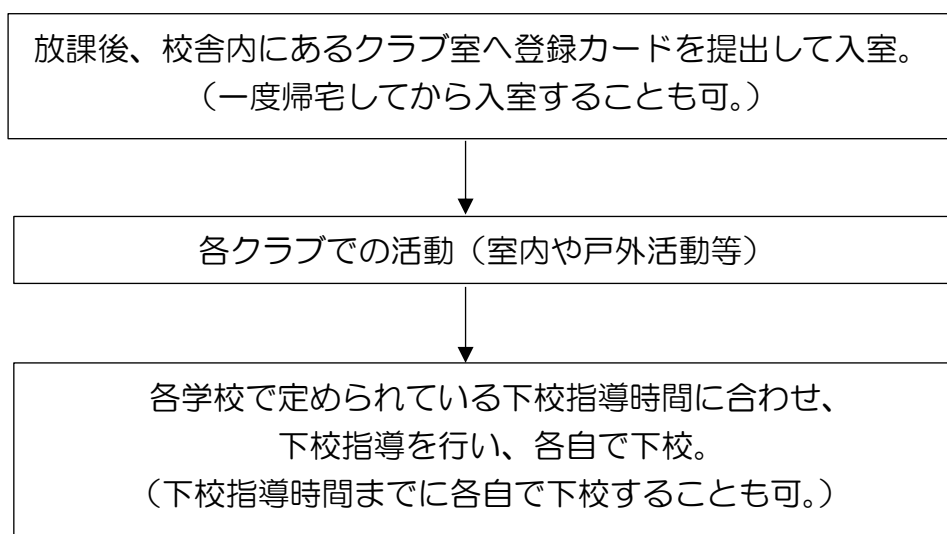
※面談等はありません。

※利用されたい前日までに直接、登録児童室に申請書をお持ちいただければその翌日から利用できます。

6. 緊急時の対応について

開室時間中に、台風等や重大な不審者情報の連絡が入った場合には、その状況に応じて保護者への連絡等を行い、児童の安全確保に努めます。

7. 一日の流れ及び下校について



8. 入会児童室との違いについて

	登 録 児 童 室	入 会 児 童 室
概 要	地域の皆さんの協力のもと、自主的な遊びの場の提供（放課後子ども教室）	放課後等に就労等で保護育成することができない状態が続く保護者の児童に対し、安全確保と育成機能を持たせた生活の場の提供（放課後児童健全育成事業）
利用条件	なし	放課後等に就労等で保護育成することができない状態が月 15 日以上かつ、3 か月以上続く保護者の児童
主な対象児童	小学校 1 ～ 6 年生の児童	小学校 1 ～ 3 年生の児童
開設時間	【月曜～金曜日】 放課後～午後 5 時 【土曜日・学校の休業日】 午前 9 時～午後 5 時	【月曜～金曜日】放課後～午後 5 時（延長開設は午後 7 時まで） 【土 曜 日】午前 8 時～午後 7 時 【長期休業日等】午前 8 時～午後 5 時（延長開設は午後 7 時まで）
利用者負担金	無 料	児童 1 人当たり 月額 4,900 円～6,900 円 ※ 延長開設、土曜日開設あり
利用手続	各学校の登録児童室に利用申請書を提出（申請書を提出した翌日から利用可能）	市受付窓口にご利用申請書及び必要書類を提出
運営スタッフ	地域のボランティア等（ボランティア）	放課後児童支援員等
おやつ提供	なし	あり ※実費負担（各クラブによる）

※詳しくは HP をご覧ください。



問い合わせ

守口市こども部子育て支援政策課

TEL : 06-6992-1228

